に、「時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(五)付表三「6」－「7」）」を「時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「6」－「7」）」に、「簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(五)付表三「7」－「6」）」を「簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「7」－「6」）」に改め、同表を別表十四㈤付表二とする。

別表十四㈤付表一を別表十四㈤付表一とする。

別表十四㈤の表中

特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ⑾、⑯、㉑又は（別表十四(五)付表二「6」）	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ⑾、⑯、㉑又は（別表十四(六)付表二「6」）
特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ⑭、㉓、㉘、㉚、㉝、㊱又は（別表十四(五)付表二「11」）	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ⑭、㉓、㉘、㉚、㉝、㊱又は（別表十四(六)付表二「11」）

に、「時価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表一「6」－「7」）」を「時価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(六)付表一「6」－「7」）」に、「簿価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表一「7」－「6」）」を「簿価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(六)付表一「7」－「6」）」に、「特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額（(⑾又は(別表十四(五)付表二「6」))と⑳のうち少ない金額）」を「特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額（(⑾又は(別表十四(六)付表二「6」))と⑳のうち少ない金額）」に、「時価純資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「6」－「7」）」を「時価純資産超過額（当該法人の別表十四(六)付表一「6」－「7」）」に、「簿価純資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「7」－「6」）」を「簿価純資産超過額（当該法人の別表十四(六)付表一「7」－「6」）」に、「特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額（(⑭又は(別表十四(五)付表二「11」))と㉗のうち少ない金額）」を「特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額（(⑭又は(別表十四(六)付表二「11」))と㉗のうち少ない金額）」に、「移転簿価資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「7」－「6」）」を「移転簿価資産超過額（当該法人の別表十四(六)付表一「7」－「6」）」に、「移転時価資産超過額（当該法人の別表十四(五)付表一「6」－「7」）」を「移転時価資産超過額（当該法人の別表十四(六)付表一「6」－「7」）」に改め、同表を別表十四㈥とする。

別表十四㈣を別表十四㈤とする。

別表十四㈢の記載要領第１号中「第54条第１項」を「第54条の２第１項」に改め、同第11号中「かつこ」を「括弧」に改め、同表を別表十四㈣とする。